手當を又絶せず」と云ふ如き法令を維持法に緩和する事、戻り者のないか
ぬ事の理解を承認し誓約書を書く事は、けしめ製作工のみ、対して要求
されたが、これをきく印刷部従業員は直に之れに対して反対を表明し二日中
間に於て其徹回を要求致に迫つた、無論要求者は公開熱に於ては一切の代
表者交渉委員を認めずと云ふ最初よりの経過を持続しまた、
こに於て全従業員は正午従業員大会に開キ其対策を協議し為
会社側当局印刷労働組合本部に引上げ対して要求を提出する会社と統
一の下に最後まで戦ふことを誓つた、その要求として左の如き項目を掲げ
一、会社側より提出の改正社則並びに誓約書を撤回すること
二、賃金値上げ五割増額の事
三、毎月賃金に対しては物価の騰貴又給の事（以下略）
四、毎月賃金に対しては物価の騰貴又給の事（以下略）
五、従業の便宜（時間）を十五分間延長する事。

五、従業の便宜（時間）を毎月本人に通覚せしむる事
六、従業者慰安会を開催する事、但し職業紹介所、理髪、入浴、娯楽機関を設置する事
七、非常時には二倍増給する事
八、本爆撃中の日給の全額を給する事
九、本爆撃後の国家は絶対に犠牲者の出ない事
我々は今日本トレッド敵の本社に於て工業的要素を含む困難な位置
性質から見て多分に手工的要素を含む困難な位置
条件の中に開かれ、製品第一工場を我々は共産主
義に大なる苦闘を覚悟せねばならぬ。しかし女工と従業者が大多数
なる製品第二工場従業員として爆撃準備も充分ではない、尚人の
[illegible]に対して精神的無言的応援を与ふ所存である。

一九二五年　八月　十三日